

第 3 3 号議案

豊川市消防団条例の一部改正について

豊川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市消防団条例の一部を改正する条例

豊川市消防団条例（昭和 6 0 年豊川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第13条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第10条 <u>団員に、次に定める報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 基本団員 年額報酬及び出動報酬</u></p> <p><u>(2) 支援団員 出動報酬</u></p> <p><u>2 報酬の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>報酬の支給方法については、豊川市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（昭和31年豊川市条例第15号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第14条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第10条 <u>基本団員に支給する報酬は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 団長 年額 170,000円</u></p> <p><u>(2) 副団長 年額 143,000円</u></p> <p><u>(3) 分団長 年額 67,000円</u></p> <p><u>(4) 副分団長 年額 57,000円</u></p> <p><u>(5) 部長 年額 42,000円</u></p> <p><u>(6) 班長 年額 40,000円</u></p> <p><u>(7) 団員 年額 38,000円</u></p> <p><u>2 支援団員に支給する報酬は、市長が定める額とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項に規定する報酬の支給方法については、豊川市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（昭和31年豊川市条例第15号）の適用を受ける職員の例による。</p>

(費用弁償)

第11条 団員が災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）若しくはその警戒又は訓練等のため出動したとき、又は職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）に規定するその他の職員に対して支給する旅費の例による。

(分限)

第12条 (略)

(懲戒)

第13条 (略)

第14条 (略)

(服務規律)

第15条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、団員は、招集を受けない場合であっても、災害_____の発生を知った時は、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

3 (略)

第16条 (略)

第17条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 上司の命令のないときは、職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損し、又は任務の範囲を超えて行動してはならない。

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

(費用弁償)

第11条 団員が火災のため出動したときは、市長が定める額を弁償する。

2 団員が警戒、訓練その他非常災害（火災を除く。）のため出動したときは、1回につき3,000円以内で市長が定める額を弁償する。

3 前2項に規定する費用弁償の支給方法については、市長が定める。

第12条 団員が職務のため旅行したときに支給する費用弁償については、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）に規定するその他の職員に対して支給する旅費の例による。

(分限)

第13条 (略)

(懲戒)

第14条 (略)

第15条 (略)

(服務規律)

第16条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の非常災害の発生を知った時は、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

3 (略)

第17条 (略)

第18条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 上司の命令のないときは、職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件をき損し、又は任務の範囲を超えて行動してはならない。

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

【改正後】

別表（第10条関係）

ア 基本団員の年額報酬

階級	報酬額（年額）
団長	170,000円
副団長	143,000円
分団長	67,000円
副分団長	57,000円
部長	42,000円
班長	40,000円
団員	38,000円

イ 基本団員及び支援団員の出勤報酬

種別	出勤時間の区分	報酬額（1回につき）
災害出勤	3時間以下	3,000円
	3時間を超え4時間以下	4,000円
	4時間を超え5時間以下	5,000円
	5時間を超え6時間以下	6,000円
	6時間を超え7時間以下	7,000円
	7時間を超える場合	8,000円
訓練出勤	—	3,000円

備考

- この表中「災害出勤」とは、災害又はその警戒のため出勤し、職務に従事することをいう。
- この表の規定にかかわらず、1日に複数回の災害出勤をしたとき、災害出勤が長期間にわたるときその他特別の事情があると認めるときの出勤報酬の額は、1日につき8,000円以内で市長が定める額とする。
- この表中「訓練出勤」とは、訓練等のため出勤し、職務に従事することをいう。

【改正前】

（※ 別表を追加）

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市消防団条例第11条及び別表イの表の規定は、この条例の施行の日以後にする出動又は出発する旅行について適用し、同日前にする出動又は出発する旅行については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の処遇改善を図るため、報酬及び費用弁償を見直す必要があるからである。